

広島市水道局委託業務低入札価格審査委員会設置要領

(設置)

第1条 広島市水道局委託業務低入札価格調査要綱（平成16年3月1日施行。以下「調査要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、広島市水道局委託業務低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、調査要綱第4条第1項に規定する事項についての検討及び審査を行い、その審議結果を業務担当課長（当該業務を発注した課の長をいう。）に通知するものとする。

(構成等)

第3条 委員会は、広島市水道局競争入札参加条件選定委員会設置要領（平成8年4月1日施行）第3条の表の第二選定委員会の項に掲げる者（主管課長を除く。以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、財務担当部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、財務課契約担当課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(持回り審議)

第5条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、表決に必要な議事に係る書類を持ち回る方法により、その表決を求めることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による表決について準用する。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して会議への出席を求めることができる。この場合において、出席を求められた関係職員は、委員の質問等に応じて、必要な意見の表明又は説明を行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務課において行う。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。